

東村山市立東村山第四中学校 運動部活動に関する活動方針

<p>学校における部活動の方針</p>	<p>(1) 知・徳・体のバランスのとれた「生きる力」を育む、「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生徒がスポーツを楽しむことで運動習慣の確立等を図り、生涯にわたって心身の健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現するための資質・能力の育成を図るとともに、バランスのとれた心身の成長と学校生活を送ることができるようにする。</p> <p>(2) 生徒の自主的、自発的な参加により行い学校教育の一環として教育課程との関連を図り合理的でかつ効率的・効果的に取り組む。</p> <p>(3) 学校全体として運動部活動の指導・運営に係る体制を構築する。</p>
<p>適切な休養日等の設定方針</p>	<p>東村山市教育委員会の「運動部活動の在り方に関する方針」に則り、以下のように休養日等を設定する。</p> <p>【休養日】</p> <p>(1) 学期中は、週当たり2日以上休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日を休養日とし、休養日が確保できなかった場合は、他の日に振り替える。)</p> <p>(2) 長期休業中の休養日の設定についても、(1)に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、運動部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、1週間程度の休養期間を設ける。</p> <p>【活動時間】</p> <p>(1) 1日の活動時間(朝練習を含む)は長くとも学期中の平日では2時間程度、週休日(祝日等を含む)及び長期休業中は3時間程度としできるだけ短時間に合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。</p> <p>※ただし、試合等により活動時間が3時間を超える場合には生徒の健康管理に十分留意し効果的に活動をすすめる。</p>
<p>設置されている 運動部活動名</p>	<p>サッカー部、女子ソフトテニス部、女子ソフトボール部、バスケットボール部、男子バレーボール部、剣道部、水泳部、野球部、陸上部</p> <p>※以下の部活動は、本校で中体連の登録をしていますが、地域や民間団体が運営主体となり、おもに学校外で活動しています。</p> <p>硬式テニス部、ラグビー部、新体操部、柔道部</p>
<p>設置されている 文化部活動名</p>	<p>家庭科部、科学部、吹奏楽部、美術部、箏曲部</p>